

令和7年 第13回

教育委員会定例会会議録

令和7年10月9日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2665号
令和7年第13回定例会

日 時 令和7年10月9日(木) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	鈴 木 令 奈

「欠席委員」	委 員	中 村 博
--------	-----	-------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	佐々木 貴 浩
	学校教育部長	茂 木 英 雄
	教育長室長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和 彦

「書 記」	教育総務係長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	島 村 昂 佑

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 審査請求(令和7年6月25日)に係る決定について(非公開)
- 2 令和7年度港区指定文化財の指定について

日程第2 報告事項

- 1 港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
- 2 本村幼稚園の休園及び園舎の暫定利用に伴う使用承認について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから令和7年第13回港区教育委員会定例会を開会いたします。中村委員から欠席のご連絡が届いておりますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、本日の運営についてお諮りいたします。日程第1、審議事項第1、議案第59号「審査請求に係る決定について」。この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1、議案第59号については非公開といたします。

日程第1 審議事項

1 審査請求（令和7年6月25日）に係る決定について（非公開）

○教育長 次に、日程の第1、審議事項2に入ります。審議事項第1、議案第59号審査請求、「令和7年6月25日にかかる決定について」説明をお願いいたします。

(非公開審議)

2 令和7年度港区指定文化財の指定について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第60号「令和7年度港区指定文化財の指定について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「令和7年度港区指定文化財の指定について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 2を御覧ください。

2ページ、審議内容です。港区文化財保護審議会から答申を受けた有形文化財について、港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、港区指定文化財に指定します。

項番1「指定文化財」です。1点目、有形文化財・古文書。南日下久保町・宮村町・永坂町沽券図1点、所有者は港区教育委員会。所在は港区白金台四丁目6番2号です。2点目有形文化財・古記録。慶應義塾三田演説会資料11点。所有者は学校法人慶應義塾。所在は港区三田二丁目15番45号です。

項番2「文化財保護審議会からの答申」です。2点とも「港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です」と答申を受けました。これまでの経緯は記載のとおりです。

4ページ、参考資料1-2を御覧ください。答申です。

続いて5ページ、参考資料1-3を御覧ください。南日下久保町・宮村町・永坂町沽券図です。沽券図とは、町屋敷ごとに間口・奥行・坪数・金額・小間高・地主名・家守名を記した絵図です。本図は、寛保3年の命令を受けて、翌年の延享元年に作成された沽券図です。現在の鳥居坂下交差点付近を描いており、江戸時代においては南日下久保町の全てと、隣接する宮村町と永坂町の一部の町屋敷が該当します。なお、正本ではなく控と考えられます。

本図は、江戸の周縁部の町の敷地割を詳細に記しています。また、江戸の拡大に伴って町並化した周縁部の町については、現存する沽券図は希少であり、周縁部の町や町屋敷の情報を現在に伝える貴重な資料です。

6ページ、参考資料1-4を御覧ください。慶應義塾三田演説会資料11点です。

三田演説会は、演説と討論方法の開拓と実践を目的とする集まりとして、福澤諭吉らが中心となり、明治7年、慶應義塾内に発足しました。同演説会は、演説や討論の意義を広く一般に伝え、自由民権運動の勃興の源ともなりました。慶應義塾三田演説会資料は、この三田演説会で書き継がれた資料であり、形態は全て堅冊です。現存の記録は、明治7年の発足から昭和13年までの全11冊となります。同会の活動の一端を見ることが出来る当資料は、港区のみならず、日本の近現代史資料においても貴重な資料です。

2ページ、鑑文にお戻りください。項番3「周知方法」です。(1)広報みなとから(4)まで、11月から記載のとおり行う予定です。

項番4「今後のスケジュール」です。本日の教育委員会審議後、ご決定いただきましたら、速やかに告示します。その後、10月24日の区民文教常任委員会で報告いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 沽券図は非常に貴重な資料ですけれども、港区の範囲で把握されている、あるいは残っている沽券図はこの1点ですか。

○図書文化財課長 過去に3件程指定をさせていただき、今回が4件目となって、この後に出てくるかどうかは今後の調査次第となります。

○山内委員 では、今のところは4点を把握されていて、いずれも港区の教育委員会とか、郷土歴史館で所蔵していることになるのでしょうか。

○図書文化財課長 今、委員がおっしゃるとおりです。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第60号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第60号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について

○教育長 次に、日程の第2、報告事項に入ります。報告事項第1「港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料のNo. 1を御覧いただきたいと思います。「港区教育推進計画の策定に向けたアンケート調査の実施について」ご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目ですけれども、囲みにあります報告内容については、港区教育推進計画の策定に向けまして、施策の検討に当たっての基礎資料とするため、アンケート調査を実施するものでございます。

項番1「目的」に記載をしております、令和6年、昨年11月11日に開催されました定例会においてご報告をさせていただきましたが、現行の教育分野における四つの個別計画、学校教育推進計画・生涯学習推進計画・スポーツ推進計画・図書館サービス推進計画と一つのアクションプラン、幼児教育振興アクションプランを整理いたしまして、港区教育推進計画として一つに統合いたします。令和9年度からの計画期間となります港区教育推進計画の策定に向けまして、今後の教育施策の検討に当たっての基礎資料とするためのアンケート調査を実施するものです。

続きまして、2の「調査対象者」ですが、アンケートは学校教育・幼児教育分野、生涯学習・スポーツ分野、図書館サービス分野の三つのアンケートを実施いたします。初めに、学校教育・幼児教育分野については、幼稚園小中学生の保護者及び区立の児童生徒となります。対象人数等は、記載のとおりです。

続きまして、次のページになります。生涯学習・スポーツ分野につきましては、18歳以上の在住者となります。対象人数等はいずれも記載のとおりです。

次に、図書館サービス分野につきましては、18歳以上の在住者、それから0歳から高校3年生相当の子どもの保護者、及び小学校5年生から高校3年生相当の子どものこととなります。人数については、こちらも記載のとおりでございます。

項番3「調査項目・調査票等」につきましては、この後、各分野の所管課長からご説明をさせていただきます。

おめぐりいただいて、4の「調査方法」ですが、前回の調査では郵送とインターネット回答を併用しておりましたが、今回の調査は、郵送で調査の案内文をご送付させていただきまして、指定のURL、または二次元コードを通じましてインターネットから回答する形といたします。これにより、郵送回収とデータの入力作業が原則不要となります。事務コストや集計作業のコストが軽減できるとともに、効率も向上できまして、即時にデータを蓄積できることから、集計や分析もスピーディーになることが見込まれております。

その後、5の「スケジュール」、6の「参考」については、資料の記載のとおりとなっております。

それでは、項番3「調査項目・調査票等」につきまして、各分野の所管課長から個別にご説明をさせていただきます。

○教育人事企画課長 それでは、学校教育分野について説明をさせていただきます。別紙1、PDFデータ5ページを御覧ください。学校教育分野のアンケート調査のポイントです。今回の調査では、満2歳から15歳の子どもの保護者である区民と、区立小学校5年生及び中学校2年生を対象に調査を実施することで、子どもを取り巻く環境変化や区民ニーズを把握し、より魅力ある学校づくりにつなげていきたいと思っております。

保護者向けのアンケートでは、保護者の子どもへの期待、国際理解教育やキャリア教育に期待することなどを把握します。子ども向けのアンケートでは、子どもの学校生活や学校以外での学びの状況、タブレット端末の活用効果の把握、施策等に反映します。

次に、PDFデータ6ページを御覧ください。アンケート調査の設問と活用方針等です。前回実施しました現行計画のアンケート調査と比較して、保護者向けアンケートでは、新規の設問は3問、子ども向けアンケートでは新規の設問は5問となります。新規に追加した設問として、保護者向けでは、小学校や中学校への接続において感じている不安や幼児教育において重視している点、子ども向けではクロス集計に使用するための学年、学校のほか、パソコン、タブレット等を活用した授業の評価や、塾以外に学習を補充する機会の有無を追加しております。

続いて、PDFデータ8ページ及びPDFデータ20ページ以降は、保護者向け、児童生徒向けの実際の調査票の内容となっております。詳しい内容につきましては、後程御覧いただければと思います。学校教育分野のアンケート調査の説明は以上となります。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、生涯学習・スポーツ分野についてのご説明をさせていただきます。別紙の2、PDFデータでは31ページとなります。こちらを御覧ください。

まず、生涯学習・スポーツ分野のアンケート調査のポイントになりますが、前回実施した調査では、生涯学習とスポーツ、それぞれ別々でアンケート調査を実施しておりましたが、今回は生涯学習とスポーツを合わせて一つの調査として実施いたします。

生涯学習分野のポイントといたしましては、近年需要が高い、学び直し、リスクリングへの区民の関心を把握しまして、今後必要な支援内容を確認するほか、生涯学習が地域での交流や生活の質、ウェルビーイングの向上にも寄与するという点。それからオンライン型、対面型と多様な学習形態に対するニーズを確認、把握したいと考えております。

スポーツ分野では、運動不足の解消やメンタルヘルス、ウェルビーイング向上の観点から、スポーツ実施のニーズについて把握したいと考えております。このほか、誰もが利用しやすいスポーツ環境、プログラムのニーズですとか、区民がスポーツへの関わりについてどのような意向を持っているかといったことを把握したいと考えております。

続きまして、別紙2-2になります。PDFデータ32ページを御覧ください。アンケート調査の設問と活用方針についてです。前回実施したアンケート調査と比較しまして、新たに設けた質問が、生涯学習分野では2問、スポーツ分野で3問となります。

生涯学習では、生涯学習施設に求める機能や、生涯学習活動が生活の質やウェルビーイングの向上につながっているかを問う質問というのを新たに設けました。

また、スポーツでは、同じくスポーツに関わる活動が、生活の質やウェルビーイングの向上につながっているかということ、それからeスポーツへの関心の有無などを新たに設けております。

また、生涯学習・スポーツ共通の質問といたしまして、区の情報発信に関することや、回答される方の幸福度について新たに設問を設けております。

最後に、別紙2-3、PDFデータ33ページからになりますが、こちらは実際の調査票の内容となっておりますので、詳しい内容につきましては後程御覧いただければと思います。生涯学習・スポーツ分野のアンケート調査の説明は以上となります。

○図書文化財課長 それでは、図書館サービス分野についてご説明させていただきます。別紙3、PDFデータ49ページを御覧ください。図書館サービス分野のアンケート調査のポイントです。今回の調査では、18歳以上の区民と小学5年生から高校3年生を対象に調査を実施することで、世代ごとの図書館利用者や図書館を利用していない人の意識やニーズを把握します。また、近年は電子書籍やオンライン予約、受取サービスの利用が拡大していることから、多様な利用形態や資料探しや調べ物の手伝いとして、レファレンスサービスへのニーズへの対応など、さらなる利便性向上につながる取組を検討したいと考えています。

次に、別紙3-2、PDFデータ50ページを御覧ください。アンケート調査の設問と活用方針等です。前回実施しました現行計画と比較して、新規の設問は延べ13問となります。新規に追加した設問としては、図書館ならではのサービスとして、資料探しや調べ物の手伝いとして、レファレンスサービスの充実、電子書籍や音楽配信など、図書館に来館しなくても利用できるサービスの拡充、令和6年度から開始した絵本貸出定期便の認知状況等を追加しております。

続いて、別紙3-3、PDFデータ53ページ及び別紙3-4、PDFデータ63ページは、実際の調査票の内容となっております。詳しい内容につきましては、後程御覧いただければと思います。図書館サービス分野のアンケート調査の説明は以上となります。

○教育長室長 報告事項1に関する説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 こういうアンケート調査を行うときに重要なのは、区民のニーズとかを経時的に評価していくということですから、基本骨格の部分は同じにしながら、一部必要な項目を加えるということで、どの項目を新たにしたかも示されているのが、とても分かりやすくいいと思うのですが、一方で、今回削った項目というのがあれば、どういうところを削ったのかも、本来は分かるようにしておいていただくと、もっと今回の工夫が分かっていると思いました。その点で何か追加すべきことがあれば、お話しいただければと思います。

○**教育人事企画課長** 例えば前回は、改定時に当時の情勢がコロナ禍でしたので、コロナに関わる設問がございましたが、今回はその設問を削除して、設問を設定しております。

○**生涯学習スポーツ振興課長** 生涯学習・スポーツ分野でも、同じくコロナ関連あるいはコロナ禍によって出てきたオンラインに関する質問がそれなりに多くあったのですが、それは対面とオンラインで両方のハイブリッド型で授業をやっていくのがスタンダードになっていますので、それに関する質問は削除して、特に生涯学習とスポーツを今回一緒にしていますので、同じ設問数を一緒にしただけではかなり多くなって答える方の負担になりますから、そうした視点で設問を削っているというところになります。

○**図書文化財課長** 図書館サービス分野のところは、両課の計画と一緒にすけど、コロナ関連の設問を削除させていただいたのと、あとこの当時は三田図書館を開設したので、それに関する設問がりましたが、3年が経過したということで、そちらを削除させていただきました。

○**教育長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○**山内委員** ありがとうございます。今のような設問はとても重要だと思うので、そういうこともこのアンケート調査のポイントというところに、できれば本当は書いておいていただくと、今後、このときの調査はといて見直したときに分かりやすいので、それを集計の報告書を作るときとかに書き加えておいていただくといいと思います。ありがとうございます。

○**教育長** では、今の意見を踏まえて、次の集計、そして報告の際にはきちんと分かるようにお示しをいただければと思います。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その報告事項は以上とさせていただきます。

2 本村幼稚園の休園及び園舎の暫定利用に伴う使用承認について

○**教育長** 次に、報告事項の第2「本村幼稚園の休園及び園舎の暫定利用に伴う使用承認について」説明をお願いいたします。

○**学務課長** それでは、「本村幼稚園の休園及び園舎の暫定利用に伴う使用承認について」資料項No. 2よりご報告をさせていただきます。

内容は、令和8年4月から本村幼稚園を休園とし、休園の期間の間、放課GO→クラブほんむらに園舎を暫定利用させるため、使用承認を行うものでございます。

項番1「本村幼稚園の休園」についてです。本村幼稚園は、園児数が極めて少ない状況が続き、「園児募集停止の考え方」に基づき、令和7年度は4歳児学級を編制せず、令和8年度募集を停止しているところでございます。そのため、今年度は5歳児学級のみ運営ですが、本年2月10日の本委員会でご報告させていただいたとおり、5歳児修了をもって令和8年4月から休園することとします。

なお、再開または廃止の判断については、これまでの先例に倣いまして、休園から2～3年間の幼児人口や、周辺幼稚園の就園状況等を確認し、行う予定としております。仮に廃止となる場合には、その時点で改めてお伺いの上、廃止が確定されることとなります。

項番2「園舎の暫定利用に伴う使用承認」についてです。暫定利用先については、休園期間中の有効活用を図るため、庁内で利用希望調査を実施いたしました。調査の結果、現在本村小校舎の一部を使用しているものの、活動の場所の狭さ等が課題になっている放課GO→クラブほんむらの活動場所として暫定利用することといたしました。

暫定利用に伴う教育財産の使用承認については、放課GO→クラブほんむらを所管する麻布地区総合支所管理課から使用承認の申請を受けまして、承認いたします。なお、事業運営は業務委託となります。

放課GO→クラブほんむらの運営概要についてです。使用場所は記載のとおりですが、現在使用している本村小学校校舎の一部に加え、幼稚園舎も使用します。ただし、あくまで休園期間中の暫定利用であるため、改修工事等を行わず、現状のレイアウトで利用することとします。

また、利用日、時間等につきましては、記載のとおりとなります。

項番3「今後のスケジュール」です。本日ご報告の後、使用する所管部署において区議会保健福祉常任委員会報告の後、12月以降案内を開始いたします。また、来年4月以降、本村幼稚園は休園となります。

以上、雑駁ですが、本年度の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会の進捗状況についてご報告いたします。10月1日に開催された委員会についての報告です。JR東日本から、「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（3）に対する当社の見解について」が示されました。1ページ下から2段落目。「1 文化財的価値」については、委員・当社間で相互に確認しており、今回新たに付け加える見解はありません。

次の段落の「2 保護措置」について、信号機跡及び築堤部100メートル以上の現地保存の要望についての見解は、2ページを御覧ください。信号機跡は現地保存した場合、6街区建物の建築計画が大きく棄損し、5・6街区の地下車路計画が確保できない等により、開発計画が成立しません。海上築堤の鉄道らしい連続性を有する築堤部100メートル以上の区間の現地保存は、前例のない大深度の建築計画となる等により、開発計画が成立しません。

次の段落、4街区の第7橋梁南横仕切堤跡の移築保存については検討する。とのことでした。これを踏まえ、11月に委員から見解が示される予定です。

簡単ですが、資料に関する説明は以上となります。よろしく願いします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 この問題は、私はかなり問題が大きいと思っています。つまり、早くから第5、第6街区の保存について要望を出しておきながら、要は全く聞く気がないという話ですよ。これにつ

いて、このまま了解だとはとても言えないと考えています。そこで、まず背景として確認したいのですけれども、前回ご報告いただいたこと、8月6日付の委員会の内容、それから今回のこと。これは、港区の文化財保護審議会に対しては、どのような報告がされて、どのような議論がなされているでしょうか。

○図書文化財課長 委員長が、文化財保護審議会の委員でもある谷川委員が委員長をやっているということで、直接、文化財保護審議会としての議論というところはしておりません。ただ、この間経過を踏まえて議論が進んでいるというところ自体の中身については、委員の皆さん方は承知をしているという状況になります。

○山内委員 それは、どういう形で説明していますか。

○図書文化財課長 文化財保護審議会が、ここのところ答申もあったので、終わった後のその他というところで、今こういう話がされていますというところで、公式という形にはならないのですけれども、一応ご提供ということで、この間はさせていただいています。

○山内委員 これは、第4街区のときにも、実はかなり指摘をしたのですけれども、極めて重要な文化財、これはもう世界の文明史の中で極めて重要な価値があるものなのです。それに対して、教育委員会、それからその下にある文化財保護審議会ですっかり議論がなされていないというのは問題ではないかと思うのです。谷川さんがその審議会の委員であるといっても、文化財保護審議会として、彼に保存検討委員会、文化財保護審議会の代表として出るという判断はしていない訳ですよ。この教育委員会としてもしていない訳です。それは、もう第4街区のときに、かなりその議論はしました。ここでも指摘しました。

ある意味で、第4街区についても、実は極めて妥協的な調整で終わった訳です。今回もこれを見ていると、妥協的な調整で終わる可能性が高い訳ですよ。その点では、いくら委員が出ているから、文化財保護審議会の委員が検討委員会の委員になっているからということで、それで済ますという問題ではないと思うのです。

ですから、私としてはもっと深刻に考えるべきだと。ですから、教育委員会に文化財保護審議会の委員の方々を呼んで、一回このことについて、どう考えるのかという議論をするということをやっていただきたい。それは、もう前からお願いしていることです。それをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○図書文化財課長 今回のJRの見解を出したところで、委員の見解として、4人の委員さんが今、調査保存等検討委員会に出席しているのですけれども、いずれもこのままでは認められませんというお話が、そのときの会議です。中身としては、やはり具体性がない。抽象的なので、この文章だけを第三者の方が見たときに「分かりづらいよね」というところがあって、「委員としてはこのままでは認められません」という発言があって、それを踏まえて、今は次回11月に改めて委員見解を出しますというところになっています。

この間の議論として、まず文化財的価値を委員とJRの双方で確認をしないと、その次の保護措置についての議論にはなりませんよねというところで、この間、文化財的価値についてはきちんと

議論してきた。現状においては、そこについて委員とJRでは相互に確認をしているというところが、この文章の方にも記載されているというところになります。

その上で次のステップとして、保護措置について議論が始まったというところで、まだ、やりとりをしている最中というところが現状になりますので、まだ決着点とか着地点が見えている状況には至っていません。

というところで、委員が言われた文化財保護審議会で議論するところについては、もう少し議論が煮詰まってこない、今の段階では少し早いのではないかと、事務局、担当課長としては考えているところになります。

○山内委員 文化財保護審議会というのは、単に結論について承認する、しないという場所ではなくて、もう少し、保存のためにどれだけそれが重要であって、保存に向けて力を入れるかとか、そこだって意見交換し議論をする場所だと思うのです。それは、前回も実は文化財保護審議会できちんとなされていない訳です。

もう一つは、谷川さんがいくら出ているといっても、彼が妥協的にならないで、しっかりした交渉をするためには、後ろで教育委員会であったり、文化財保護審議会が強くて、要するに彼が妥協しないで済むだけの議論をして、そういう見解を出しておかないと、どうしたって妥協的になってしまう。だから、そうならないためにも、教育委員会とか文化財保護審議会で、意思をきちんと明確にしておくことが必要だと思います。

○図書文化財課長 今、調査・保存等検討委員会、4人の学識経験者、委員の先生が入っていて、それぞれ専門分野があって、現段階ではいずれの委員の先生方もこのままでは認められませんというスタンスではあるので、今後もう少し議論が進んでいく中で、委員が言われたようなところについては、検討といいますか調整を必要な時期に考えさせていただければと思っております。

○山内委員 もう一つ。結局、前回の9月3日付の資料でも、今回のことでも、結局JRは、要は自分たちのやりたいこと全部やりたいという話しか出てきてない訳ですよ。例えば前回の資料について見ると冒頭のところで、でもその説明は実に分かりにくい説明で、例えば全面的な現地保存とした場合、地下掘削可能検討範囲は建築敷地面積の約5.1%になって、それを前提とした云々というのは非常に分かりにくいのですよ。

こういうことについては、要するに彼らがどこまできちんと残すことと、彼らの建築計画の中で、建築計画を縮小することとかを検討しているのかということが全然見えない。その点は、どういふふうに見てらっしゃるのですか。

○図書文化財課長 まだJRからは、具体的なプランというものは調査・保存等検討委員会にも示されていないということがありまして、今回の文書についても、委員の先生方からは抽象的、具体性がないので判断できないというか、分かりづらいというのが出ています。

それから、今、委員が言われたとおり、今回の文書についても、4先生方はいずれも中身が、表現が分かりづらくて、これがいわゆる第三者というか、国民が見たときにも分かりづらいですよ。という発言は盛んに出ているので、そこ自体は委員としてはきっちり言っているというところには

なります。現在はキャッチボールをやっている最中というところなので、それが今後もう少し具体性とか、徐々に分かりやすいというふうに変わってくると思っておりますけれども、今はキャッチボールをやっている最中とご理解いただければと思います。

○山内委員 その点は、ぜひ、しつこく要望をしながら、そして以前に教育委員会として出した要望をJR東日本がきちんと受け入れるところまでやっていただきたいと思っております。これは、世界の文明史の極めて重要な歴史資産です。その認識が、JRが土建屋的な感覚でなし崩しにするというのは、本来あり得ない。だって鉄道会社ですからね。その鉄道会社が自分たちの歴史を、こんなないがしろにしているということについてどう考えるかということが一つ。

それからもう一つは、彼らは最大限に容積率を使いたい訳ですよ。例えば、この夏を見ていたって、極めて温暖化が進んでいる、その中で、海から入ってくる風が極めて通りにくくなるように、あそこは全部高層のビルが壁のように建つ訳です。もう一つは、歴史の問題だけではなくて、本当は港区だって、まちづくりの観点に立って、もっと厳しく要求したっていいはずですよ。その点JRは、ただ自分たちの容積率を最大限生かしたいという感覚に対して、こちらがどういう交渉で攻めていくのかを考なければいけないと思っております。その点、教育長いかがでしょうか。

○教育長 今頂いたご意見も踏まえまして、そしてまた、今、担当課長から話がありましたように、まだ交渉の最中ということもありますので、その辺の進捗状況を踏まえながら、教育委員会としての立場を明らかにすることと、区長部局において、まちづくりを含めて、そちらの方の確認もさせていただきたいと思っておりますし、今日こういう意見があったということは、しっかりと伝えてまいりたいと考えております。

他はいかがのでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今の山内委員のご意見あるいはご提言を踏まえて、また教育委員会のグループの中で調整をさせていただければと思います。

ほかに、何か委員または説明員の皆さんからございますか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、本日予定している案件は全て終了しましたので、これを持ちまして閉会いたします。

次回は、定例会を今月の23日木曜日、本来であればオンラインですが、参集で行う予定でございますので、そちらの方をよろしくお願ひしたいと思います。皆さんお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員